

令和9年度 八千代市学童保育所入所案内

必ず本案内をご一読の上、申請してください。令和9年度中はこの案内の保管をお願いします。市のホームページでも閲覧できます。

1 学童保育とは

学童保育は、小学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）に就学している児童であって、その保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない場合等に、適切な遊び及び生活の場を与えてその児童の健全な育成を図ることを目的としています。

2 入所申請

申請先：市役所子育て支援課又は各学童保育所

申請方法：入所申請書に証明書類（8に記載する入所要件の証明書類）及び入所申請時同意書を添えて電子申請、郵送又は持参

市役所の新庁舎建て替えに伴い、市役所敷地内の駐車場の数が大幅に減少しているため、電子申請、郵送又は学童保育所への提出を推奨します。※ご来庁の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

郵送宛先：〒276-8501 市役所子育て支援課 期限内必着 ※書留を推奨します。

注1 入所申請書及び入所申請時同意書は、市ホームページでダウンロードできます。

注2 2人以上の入所を申請する場合は、それぞれで入所申請書・証明書類・入所申請時同意書が必要です。この場合において、証明書類は年長者に原本を年少者はコピーとしてください。

注3 八千代市に転入予定の場合は、転入申立書（本市が指定する書式。ダウンロードできます。）及び居住予定の住居の賃貸借契約書又は売買契約書の写し（借主又は買主及び住居の所在地がわかる部分）が必要です。

注4 年度ごとの審査及び決定となります。令和8年度に学童保育所を利用している場合でも、入所申請が必要です。

<電子申請のご案内>

「ちば電子申請サービス」で学童保育の入所申請を受け付けています。パソコン・スマートフォンから24時間申請ができます。

右のQRコードを読み込む又はインターネットで「八千代市 学童 電子申請」と検索し、市ホームページに掲載のURLからアクセスしてください。



申請期間：【年度当初(令和9年4月)の入所】

1期：令和8年11月1日（日）～11月30日（月）

2期：令和8年12月1日（火）～令和9年1月29日（金）

3期：令和9年1月30日（土）～令和9年2月26日（金）

【持参】 市役所：土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時30分

（窓口受付時間が変更になりました。来庁の際は、ご注意ください。）

学童：学童保育所の開所時間内（平日18時以降や土曜日に提出する場合は学童保育所に開所していることを確認のうえ、お越してください。）

【郵送】 各期提出期限日当日消印有効

【電子申請】 締切日の午後11時59分まで

※ 2期は1期の申請者の入所を決定した後、3期は2期の申請者の入所を決定した後の各学童保育所の定員の残数に対して入所を審査します。

申請期間（申請期限）：【年度途中の入所】

入所を希望する月の前々月の末日（例：6月入所を希望の場合は4月30日）までに申請してください。

末日が、土曜日、日曜日、祝日の場合はその直後の平日となります。

※電子申請の場合：入所を希望する月の前々月の末日の午後11時59分まで。

3 所在地

学童保育所の所在地は、別表「学童保育所一覧」をご覧ください。

4 開所日

開所日は、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日です。
台風の接近、感染症の流行などの理由により臨時閉所する場合があります。

5 開所時間

【通常授業日】 放課後～午後7時

【土曜日】 午前8時～午後7時

【夏・冬・春休み（土曜日を除く。）、運動会等の振替休日】 午前7時30分～午後7時

※ 全児童が帰宅した際は、午後7時前でも閉所します。

※ 学校給食のない日は、お弁当を持たせてください。

6 入所要件

次の1、2のいずれにも該当する児童が入所できます。

1 八千代市に住所を有する小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童

2 保護者が就労等により、日中不在等で保護者に代わる者のいない児童

(1) 就労の要件（採用予定含む。） 次のア・イのいずれにも該当すること。

ア 就労が1日4時間以上、週4日以上（月16日以上）であること。

イ 土曜日を除き午後3時以降まで就労していること。（午後3時ちょうどまでを含む）

※夏・冬・春休みの期間のみの入所の場合は、上記イの要件は必要ありません。

(2) 出産の要件

出産予定日の属する月の前後2か月間であること。最大5か月間入所できます。

（例）9月15日出産予定日の場合、7月1日～11月30日まで入所できます。

(3) 就学の要件

学校教育法に定める学校又は職業訓練校に在学し、かつ、就労と同等の日数、時間であること。

(4) 求職（ひとり親世帯のみ）の要件

求職活動していること。入所決定月から2か月間入所できます。2か月目の10日までに就労証明書を提出することで、翌月以降も継続して入所できます。

（例）8月1日入所の場合、9月10日までに就労証明書提出。提出がなければ9月末で退所となります。

(5) その他（育児休業）の要件 ※令和9年度から新設予定

育児休業を取得していること。ただし、(1)就労の要件を満たす必要があります。

入所申請者が学童保育所の定員を超えた場合は、入所要件に該当しても入所できない場合があります。

7 学区外学童の利用

村上団地学童保育所、ゆりのき台第二学童保育所は、8月のみ学区外からの利用が可能です。ただし、利用児童の安全を確保するため、登所・降所ともに保護者の送迎を必須とします。また、習い事等で降所する場合も保護者の送迎が必須となりますのでご注意ください。利用を希望する場合は、令和9年6月30日までに下記の必要書類を提出してください。入所の可否は7月下旬にお知らせいたします。

(1) いずれの学童保育所にも入所できず待機となっている場合

入所申請書のみ提出してください。（就労証明書などの書類は提出不要です。）

(2) 8月のみ新規で入所申請をする場合

入所申請書、就労証明書などの入所要件を証明する書類、入所申請時同意書を提出してください。

※村上団地学童保育所は村上小、村上北小、村上東小の児童を、ゆりのき台第二学童保育所は萱田南小、萱田小の児童を優先に審査したうえで、空きがある場合のみ入所が可能となります。

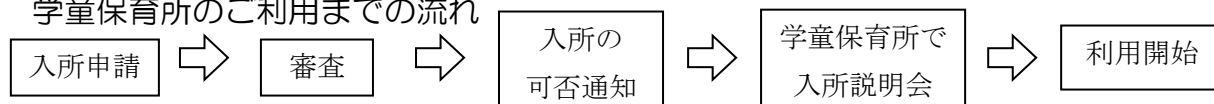
8 6の入所要件を証明する書類

入所要件に応じて次の書類を添付してください。保護者以外の者の就労の証明は不要です。書類に不備がある場合、入所できません。2人以上の入所を申請するときは、年長者に原本を、年少者にはコピーを添付してください。

入所要件	証明する書類
就労 (雇用)	就労証明書 (本市が指定する書式で、勤務先が記入したもの) ※単身赴任の場合も就労証明書が必要です。 ※勤務時間が週ごとに変動するなどの場合は、シフト表(申請日の前3月分)を求めることがあります。
就労 (自営)	(1) 就労証明書 (本市が指定する書式) (2) 確定申告書の写し (開業初年は税務署等へ提出した開業届の写し)
出産	母子健康手帳の写し (出産する者及び出産予定日が確認できる部分)
疾病・障害 家族の介護・看護	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し 又は診断書 (申請日より3か月以内。審査に必要な情報の記載がない場合、追加資料を求めることがあります。)
就学	(1) 在学証明書又は学生証の写し (2) 時間割(カリキュラム)等の写し
求職 (ひとり親世帯のみ)	離婚後の戸籍謄本の写し又は離婚調停中の場合申立書の写し ※八千代市で児童扶養手当受給世帯の方は、入所申請時同意書に署名いただければ、書類の提出は不要です。
育児休業 ※令和9年度から新設予定	就労証明書 (本市が指定する書式で、勤務先が記入したもの) ※育児休業の取得期間の記載が必要です。
上記以外の場合	子育て支援課にお問い合わせください。

注 就労証明書及び診断書は、市ホームページからダウンロードできます。

9 学童保育所のご利用までの流れ



- 年度当初入所申請(1期)の入所可否通知は、2月上旬に郵送します。
- 年度当初入所申請(2期)の入所可否通知は、2月下旬に郵送します。
- 年度当初入所申請(3期)の入所可否通知は、3月中旬に郵送します。
- 年度途中の入所申請の入所可否通知は、入所希望月の前月下旬に郵送します。入所希望月以降は、年度末まで審査を継続しますが、入所できる場合にのみ電話連絡のうえ通知します。(入所が決まらない場合は電話連絡しません。)
- 入所後も入所要件に該当しないことが確認できたときは、その月までの入所となります。
- 第2・第3希望の学童保育所に入所決定した方で、年度途中での転所を希望する場合は転所申出書を提出してください。

10 入所日

入所日は、1日又は16日です。入所申請書でいずれかを選択してください。入所日が16日以降の場合は、その月の学童保育料は半額です。入所日の相談は子育て支援課にご連絡ください。

入所決定通知書が届いた方は、学童保育所に連絡し、入所日までに入所説明を受けてください。入所説明を受けていない場合は、入所できません。この場合でも、決定を受けた入所日からの学童保育料を納付いただきます。

(令和8年度から継続して同じ学童保育所に入所する場合及び世帯の2人目以降で同じ学童保育所への入所の場合は、入所説明の受講を省略することができます。)

11 入所期間

入所期間は、入所決定通知書に記載された期間(最長で令和10年3月31日まで)です。ただし、入所要件を満たさなくなった場合は、その月までです。

※仕事を辞めて求職活動をされる場合は退職月の翌々月の末日まで入所できます。この場合において、翌々月の10日までに新しい就労証明書を提出したときは継続して入所できます。

1.2 利用日

入所申請書の利用登録曜日は、就労証明書に基づき記載してください。ただし、急な仕事等で利用登録をしていない曜日を利用したい場合は、前日までに学童保育所にご相談ください。その際、新たに就労証明書の提出は不要です。

また、入所申請の際に提出した就労証明書において就労日ではない曜日（例：土曜日）であっても以下の①～⑤の理由により家庭で保育できない場合は学童保育所を利用することができます。

①保護者が業務の都合により就労 ②保護者自身の疾病等 ③保護者が家族・親族の介護・看護 ④保護者が冠婚葬祭に出席 ⑤その他家庭で保育できない場合は学童保育所にご相談ください。

1.3 退所届

学童保育所の利用をやめる場合は、**利用をやめる月の前月末日**（土日祝日の場合はその直後の平日）までに**学童保育所退所届**を子育て支援課又は学童保育所に提出してください。

なお、学童保育所を利用していない場合であっても、**退所届が提出されていないときは学童保育料が発生します**のでご注意ください。速やかに退所届をご提出いただくことで待機者が入所できますのでご協力ください。15日までに退所する場合は、その月の保育料が半額になります。

1.4 学童保育料

(1) 月額

8月以外：8,000円、8月：11,000円。（兄弟姉妹が同時に入所している世帯は、2人目以降は半額）なお、16日以降に入所した場合及び15日以前に退所した場合、その月は半額となります。

学童保育料のほかに、おやつ・行事費の負担があります。金額は、月額2,000円程度で学童保育所ごとに異なり、各学童保育所に納付します。

(2) 学童保育料の納付

学童保育料の納付は、**原則として口座振替**です。やむを得ず口座振替ができない方には、毎月20日頃に納入通知書を郵送しますので、指定の納付場所で納期限（当月末）までに納入してください。

※ 滞納した場合は、出席停止を命じることがあります。また、督促状・催告書を発行するほか、担当職員による自宅訪問、学童保育所での面談、電話催告を行います。

※ 催告後も納付がない場合は、法的手続を行うことがあります。

※ 3か月以上滞納した場合は、退所を命じることがあります。

(3) 口座振替日

当月の保育料を当月末日（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日）に振り替えます。

4月分	令和9年 4月30日（金）	10月分	令和9年11月 1日（月）
5月分	令和9年 5月31日（月）	11月分	令和9年11月30日（火）
6月分	令和9年 6月30日（水）	12月分	令和10年 1月 4日（火）
7月分	令和9年 8月 2日（月）	1月分	令和10年 1月31日（月）
8月分	令和9年 8月31日（火）	2月分	令和10年 2月29日（火）
9月分	令和9年 9月30日（木）	3月分	令和10年 3月31日（金）

※ 残高不足等により振替ができなかった場合は、後日、督促状と納付書を郵送します。金融機関等で期限までにお支払いください。

(4) 口座振替登録方法

① 口座振替依頼書

入所決定通知書に同封する口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。保育園保育料を口座振替していた場合も口座振替依頼書の提出が必要です。ただし、次の場合は、提出の必要がありません。

令和8年度に学童保育所に入所し、学童保育料を口座振替していた児童が令和9年度も入所する場合及び兄弟姉妹も合わせて入所する場合

② Web口座振替受付サービス

市ホームページで「Web口座振替」と検索し、「インターネットでの口座振替申込み」ページから「学童保育料」を選択してお申し込みください。

15 学童保育料の減免申請

次の要件に該当する世帯は、申請することで学童保育料が減額又は免除になります。

申請がないと減額又は免除を受けられません。

要 件	添 付 書 類	減免後の学童保育料
1 生活保護法による保護を受けている世帯	被保護世帯証明書又は保護決定通知書の写し	月額 0円
2 市町村民税が非課税である世帯	4月～8月分は、令和8年度市町村民税課税（非課税）証明書	月額 0円
3 市町村民税のうち所得割のみが非課税である世帯	9月～翌年3月分は、令和9年度市町村民税課税（非課税）証明書	月額 4,000円 (8月は5,500円)
4 その他	地震、火災、風水害等により居住家屋が半壊、半焼又は床上浸水以上と認められる場合 在籍児童が傷病により30日以上、学童保育所を利用することができない場合など。詳細は子育て支援課へご相談ください。	

注1 住宅借入金等特別控除は、当該控除を受ける前の所得で税額を再計算します。

注2 ひとり親家庭であることのみを理由に減免となることはありません。

注3 減免を受けたい月の末日までに必ず提出してください。

注4 要件を満たさないことが判明した場合、減免取り消しとなります。

【添付書類の省略について】

※1 現年度市町村民税課税（非課税）証明書は前年6月中旬以降から納税課で取得できます。

※2 申請の理由5「その他」の添付書類等は子育て支援課にご相談ください。

【個人情報の利用についての同意】

添付書類を省略したい場合は、以下の内容に同意していただき、保護者及び同居の祖父祖母、18歳以上の世帯員の方がそれぞれ署名をお願いします。

※八千代市が情報を保有していない場合は、以前お住まいだった市区町村の証明書が必要となります。

学童保育所の保育料の減額又は免除の審査に際し、申請理由に係る事実確認のため、私の住民票の世帯員に関する情報、戸籍に関する情報、所得や課税状況に関する情報、生活保護の受給状況に関する情報等の個人情報について利用することに同意します。

氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

令和8年1月1日時点(令和9年度分の市町村民税に関する書類を省略する場合は令和9年1月1日時点)で八千代市に住民登録をしていた場合は、申請書裏面の下部に記載の「個人情報の利用についての同意」に署名していただければ、添付書類を省略することができます。

署名した方の添付書類を省略することができます。

(※ 本市に市民税のデータがある方のみ)

【お問い合わせ先】

八千代市大和田新田312-5

八千代市子ども部子育て支援課 放課後児童対策班

TEL 047-421-6751

FAX 047-482-9094

学童保育所一覧

学童保育所名	所 在 地	電話番号	対象小学校
阿蘇米本学童保育所	阿蘇米本学園敷地内	４８９－６０１１	阿蘇米本学園
村上学童保育所	村上小学校内	４８４－６３１４	村上小学校
村上北学童保育所	村上北小学校内	４８６－０４５５	村上北小学校
村上東学童保育所	村上東小学校内	４８４－３５５１	村上東小学校
村上団地学童保育所	村上公民館隣	４８７－７３７３	村上小・村上北小・村上東小
上高野学童保育所	村上 1946-90 (第二勝田保育園内)	４８９－１１３３	村上東小学校
睦学童保育所	睦小学校内	４５９－２９３９	睦小学校
大和田学童保育所	大和田小学校敷地内	４８５－９６７２	大和田小学校
大和田南学童保育所	大和田南小学校敷地内	４８３－７７６１	大和田南小学校
大和田西学童保育所	大和田西小学校内	４５９－６００１	大和田西小学校
萱田学童保育所	萱田小学校内	４８４－２０１２	萱田小学校
ゆりのき台第二学童保育所	大和田新田 511-1	４５０－９６９０	萱田南小・萱田小
高津学童保育所	高津小学校内	４５０－０９１１	高津小学校
南高津学童保育所	南高津小学校内	４５８－０１０１	南高津小学校
西高津学童保育所	西高津小学校内	４５８－１０７１	西高津小学校
新木戸学童保育所	大和田新田 1060-1 (新木戸保育園内)	４５０－４３５９	西高津小・新木戸小・ みどりが丘第二小
新木戸なかよし学童保育所	新木戸小学校敷地内	４５０－６００８	新木戸小学校
緑が丘しおん学童保育所	緑が丘 2-31-2 (しおん教会内)	４５９－８８８４	新木戸小・みどりが丘小・ みどりが丘第二小
みどりが丘学童保育所	みどりが丘小学校敷地内	４５８－５８３１	みどりが丘小学校
みどりが丘第二学童保育所	みどりが丘第二小学校内	０９０-３０９３-３７６７	みどりが丘第二小学校
八千代台学童保育所	八千代台小学校敷地内	４８６－５０１３	八千代台小学校
八千代台西学童保育所	八千代台西小学校内	４８５－６５１１	八千代台西小学校
八千代台東学童保育所	八千代台東小学校内	４８２－０９１０	八千代台東小学校
勝田台学童保育所	勝田台小学校内	４８５－０７７７	勝田台小学校
勝田台南学童保育所	勝田台南小学校内	４８４－７３２１	勝田台南小学校